

国立大学法人高知大学特殊勤務手当細則

平成17年3月23日
規則第470号

最終改正 令和6年3月26日規則第79号

(目的)

第1条 国立大学法人高知大学職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）第31条に規定する特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(特殊勤務手当の種類)

第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 高所作業手当（第3条）
- 二 種雄牛馬取扱手当（第4条）
- 三 死体処理手当（第5条）
- 四 放射線取扱手当（第6条）
- 五 異常圧力内作業手当（第7条）
- 六 山上等作業手当（第8条）
- 七 夜間看護等手当（第9条）
- 八 教員特殊業務手当（第10条）
- 九 教育実習等指導手当（第11条）
- 十 多学年学級担当手当（第12条）
- 十一 教育業務連絡指導手当（第13条）
- 十二 極地観測手当（第14条）
- 十三 健康診断従事手当（第15条）
- 十四 削除
- 十五 医員（研修医）指導手当（第17条）
- 十六 オンコール手当（第18条）
- 十七 学位論文審査手当（第19条）
- 十八 入試手当（第20条）
- 十九 削除
- 二十 受託事業実施手当（第21条の2）

- 二十一 緊急診療等従事手当（第 22 条）
- 二十二 分娩手当（第 23 条）
- 二十三 麻酔手当（第 24 条）
- 二十四 新生児担当手当（第 24 条の 2）
- 二十五 小児科病院群輪番制手当（第 24 条の 3）
- 二十六 手術実施手当（第 24 条の 4）
- 二十七 専門看護師手当（第 24 条の 5）
- 二十八 専門薬剤師手当（第 24 条の 6）
- 二十九 手術部勤務手当（第 24 条の 7）
- 三十 特定医療費認定審査手当（第 24 条の 8）
- 三十一 医師キャリア支援手当（第 24 条の 9）
- 三十二 救急勤務医手当（第 24 条の 10）
- 三十三 新型コロナウイルス感染症対応医療従事者手当（第 24 条の 11）
- 三十四 新型コロナワクチン接種業務従事手当（第 24 条の 12）
- 三十五 救急搬送手当（第 24 条の 13）
- 三十六 連携教職課程担当手当（第 24 条の 14）
- 三十七 面接指導実施手当（第 24 条の 15）
- 三十八 夜勤専従手当（第 24 条の 16）
- 三十九 夜間救急手当（第 24 条の 17）

（高所作業手当）

第 3 条 高所作業手当は、施設系の技術職員が地上 15 メートル以上の足場の不安定な箇所で営繕工事の監督に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき、200 円（当該作業が地上 30 メートル以上の箇所で行われたときは、300 円）とする。

（種雄牛馬取扱手当）

第 4 条 種雄牛馬取扱手当は、大学教員及び技術職員が種雄牛馬の精液の採取の作業に従事したとき、又は種雄牛馬の自然交配若しくは精液の採取のため若しくはこれらの作業の準備のために種雄牛馬を御する作業に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき 230 円とする。

（死体処理手当）

第5条 死体処理手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。

- 一 一般職本給表の適用を受ける職員が、医学部又は附属病院における死体の処理作業に従事したとき。
 - 二 職員のうち一般職本給表の適用を受ける職員が、教育研究に必要な死体の外部からの引取り又は搬送の作業に従事したとき。
- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 前項第1号の作業 3,200円
 - 二 前項第2号の作業 1,000円
- 3 同一の日において、第1項第1号の作業及び同項第2号の作業に従事した場合にあっては、同号の作業に係る手当を支給しない。

(放射線取扱手当)

第6条 放射線取扱手当は、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが認められる次に掲げる場合に支給する。

- 一 診療放射線技師又は診療エックス線技師若しくはこれに準ずる勤務を命ぜられているエックス線助手が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事したとき。
 - 二 前号のほか、職員が、学長の別に定める管理区域内において行う業務に従事したとき。
- 2 前項の手当の額は、支給要件に該当することとなった月1月につき7,000円とする。

(異常圧力内作業手当)

第7条 異常圧力内作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 一 職員が、高気圧治療室内において高圧の下で診療又は臨床実験の作業に従事したとき。
 - 二 職員が、潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき。
- 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 前項第1号の作業 作業に従事した時間1時間につき、気圧の区分に応じて次の表に定める額

気圧の区分	手当額
○・二メガパスカルまで	210円
○・三メガパスカルまで	560円

○・三メガパスカルを超えるとき	1,000 円
-----------------	---------

二 前項第2号の作業 作業に従事した時間1時間につき、潜水深度の区分に応じて次の表に定める額（特に困難な作業で心身に著しい負担を与えると学長が認めるものに従事した場合にあっては、当該額にその100分の50に相当する額を加算した額）

潜水深度の区分	手当額
20メートルまで	310 円
30メートルまで	780 円
30メートルを超えるとき	1,500 円

（山上等作業手当）

第8条 山上等作業手当は、職員のうち一般職本給表の適用を受ける職員が、勤務環境の劣悪な山上等の演習林において、チェーンソーを使用して行う伐採の作業、刈払機を使用して行う下刈の作業又は架線を使用して行う集材若しくは運材の作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、260円とする。

（夜間看護等手当）

第9条 夜間看護等手当は、附属病院に勤務する助産師、看護師又は准看護師が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 7,300 円

二 その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる額

イ 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3,600 円

ロ 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 3,200 円

ハ 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,000 円

3 前項各号に掲げる勤務の回数が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額を加算した額とする。

一 前項第一号に掲げる勤務が1月（1日から末日までをいう。以下同項において同じ。）において5回以上となった場合 5回目以降の勤務1回につき 2,000 円

二 前項第二号イ及びロに掲げる勤務の合計回数が1月において9回以上となった場合 9回目以降の勤務1回につき 1,000 円

三 前項第一号に掲げる勤務の回数を2倍した回数と前項第二号イ及びロに掲げる勤務の回数との合計回数が1月において9回以上となった場合。ただし、前2号のいずれかに定める加算額を支給する場合は、次に定める加算額と比較していずれか高い額のみを支給する。 9回目以降の勤務1回につき 1,000円

4 勤務の交替に伴う事情について職員給与規則第29条第1項第1号及び第3号で通勤手当を認定されている職員については、当分の間、前項の規定にかかわらず、同号に定める額に次に掲げる額を加算した額とする。

一 通勤距離（通勤手当の認定に係る総通勤距離をいう。以下同じ。）が片道5キロメートル未満の職員 380円

二 通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の職員 760円

三 通勤距離が片道10キロメートル以上の職員 1,140円

（教員特殊業務手当）

第10条 教員特殊業務手当は、附属学校の主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師で職務の級が教育職本給表(二)又は教育職本給表(三)の特2級、2級若しくは1級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えると認める程度に及ぶときに支給する。

一 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの

(1) 非常災害時における児童（幼児を含む。以下この項において同じ。）若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務

(2) 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務

(3) 児童又は生徒に対する緊急の補導業務

二 修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、かつ、実施するものに限る。）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの

三 学長が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの

四 附属中学校の入学試験における問題の作成業務

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき（第5号を除く。）、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第1号(1)の業務 3,200円（被害が特に甚大な非常災害の際に、心身に著しい負担を与えると学長が認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその100

分の100に相当する額を加算した額)

- 二 前項第1号(2)及び(3)の業務 3,000円
- 三 前項第2号の業務 1,700円
- 四 前項第3号の業務 3,000円
- 五 前項第4号の業務 一の年度につき 20,000円

(教育実習等指導手当)

第11条 教育実習等指導手当は、附属学校の副校長、副園長、主幹教諭、教諭又は養護教諭が、高知大学又は学部の計画に基づく学生の教育実習の指導業務又は次に掲げる教育実習の準備若しくは整理のための業務に従事したときに支給する。

- 一 教育実習の指導計画、手引資料等の作成及び職員会議等教育実習の企画又は実施準備のための業務
- 二 オリエンテーション、事前面接等の企画又は実施のための業務
- 三 評価資料の作成のための業務
- 四 教育実習終了の後に行う学生の指導のための業務
- 五 その他教育実習の事前の準備及び事後の整理のための業務

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき720円とする。

3 第1項各号の業務については、従事したことが明らかな日数のうち事前の準備及び事後の整理について、それぞれ6日以内を支給対象とする。

(多学年学級担当手当)

第12条 多学年学級担当手当は、附属小学校及び附属中学校の前期課程の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する主幹教諭、教諭、助教諭又は講師で次の各号に掲げる者以外の者が当該学級における授業又は指導に従事したときに支給する。

- 一 2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数がその者の担当授業時間数の2分の1に満たない者
- 二 2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数が1週間につき12時間に満たない者

2 前項の手当の額は、授業又は指導に従事した日1日につき、次の各号に掲げる額とする。

- 一 3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導 350円
- 二 2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導 290円

(教育業務連絡指導手当)

第 13 条 教育業務連絡指導手当は、附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校に所属する主幹教諭又は教諭のうち、次表に掲げる主任等で、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に係る業務に従事したときに支給する。ただし、3 学級未満の学校に置かれる生徒指導主事、進路指導主事並びに 3 学級未満の学年に置かれる学年主任は除くものとする。

学 校	主 任 等
附属小学校	教務主任、学年主任、研究主任、教育実習主任
附属中学校	教務主任、学年主任、研究主任、教育実習主任、生徒指導主事
附属特別支援学校	教務主任、学年主任、研究主任、教育実習主任、生徒指導主事 高等部に置かれる進路指導主事

2 前項の手当の額は、業務に従事した日 1 日につき 200 円とする。

(極地観測手当)

第 14 条 極地観測手当は、職員が南緯 55 度以南の区域において南極地域観測に関する業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日 1 日につき、職員の職務の級に応じて次の表に定める額（越冬して行う業務に従事した場合にあっては、当該額にその 100 分の 30 に相当する額を加算した額）とする。

職務の級等	手当額
一般職本給表 (一) 9 級以上の級 教育職本給表 (一) 5 級 教育職本給表 (二) 4 級 教育職本給表 (三) 4 級	4,100 円
一般職本給表 (一) 8 級、7 級及び 6 級 教育職本給表 (一) 4 級及び 3 級 教育職本給表 (二) 3 級、特 2 級及び 2 級 教育職本給表 (三) 3 級、特 2 級及び 2 級	3,100 円
一般職本給表 (一) 5 級及び 4 級 教育職本給表 (一) 2 級	2,400 円
一般職本給表 (一) 3 級 教育職本給表 (一) 1 級 教育職本給表 (二) 1 級 教育職本給表 (三) 1 級	2,000 円
一般職本給表 (一) 2 級	1,900 円
一般職本給表 (一) 1 級	1,800 円

(健康診断従事手当)

第 15 条 健康診断従事手当は、本学の学生に係る健康診断等に従事したとき、又は学長がこれに準じたものと認めた業務に従事した大学教員に支給する（産業医及び保健管理セ

ンター専任担当教員を除く。)

2 前項の手当の額は、業務に従事した1時間につき3,000円とする。

第16条 削除

(医員(研修医)指導手当)

第17条 医員(研修医)指導手当は、医学部附属病院の卒後臨床研修指導医として、医員(研修医)の指導及び評価の業務に従事した大学教員に支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した月1箇月につき15,000円とする。

(オンコール手当)

第18条 オンコール手当は、次の各号に掲げる職員が、救急外来患者及び病状が急変した入院患者の診療等の業務のために待機を命じられたときに支給する。

- 一 大学教員である医師又は歯科医師
- 二 医療職員である臨床工学技士又は看護師

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる時間帯における待機1回当たり前項第1号の職員にあっては5,000円、同項第2号の職員にあっては1,000円とする。

- 一 宿直時間帯 午後5時15分から翌日の午前8時30分まで
- 二 日直時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで

(学位論文審査手当)

第19条 学位論文審査手当は、大学教員が高知大学学位規則第3条第5項に規定する学位に係る学位論文の審査を行ったとき、または愛媛大学学位規程第3条第4項に規定する学位に係る学位論文審査を行ったときに支給する。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 主査 1件につき10,000円
- (2) 副査 1件につき7,000円

(入試手当)

第20条 入試手当は、職員が、大学及び大学院等への入学試験に関する別表1に掲げる業務に従事した場合に支給する。

第21条 削除

(受託事業実施手当)

第21条の2 受託事業実施手当は、大学教員が次表第1欄に掲げる本学の受託事業実施のため、次表第2欄に掲げる業務に従事したときに支給する。

受託事業名	業務	単位	単価
小学校教員資格認定試験	試験実施委員会委員	1回につき（委員会 当日の業務に限る。）	2,000円
	試験問題作成業務	1時間につき	6,000円
	試験問題検討業務	1時間につき	3,500円
	試験実施本部業務	1時間につき（試験 当日の業務に限る。）	3,000円
	採点業務	1時間につき	3,500円
社会教育主事講習	講義	1時間につき	8,000円
	演習	1時間につき	4,000円
小学校英語教科化に向けた 専門性向上のための講習	講義	1時限	10,000円

（緊急診療等従事手当）

第22条 緊急診療等従事手当は、裁量労働制を適用される大学教員である医師又は歯科医師が、午前5時から午前8時30分まで及び午後5時15分から午後10時までの間に緊急診療等の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、緊急診療等の業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる額とする。

- 一 30分以上2時間未満の業務 5,000円
- 二 2時間以上4時間以下の業務 10,000円
- 三 4時間を超える業務 15,000円

（分娩手当）

第23条 分娩手当は、大学教員である医師又は医療職員である助産師が、附属病院において分娩業務に従事したときに支給する。ただし、医療職員である助産師については、分娩介助（直接）に従事した場合に限る。

2 前項の手当の額は、1回の分娩業務につき、5,000円とする。

（麻酔手当）

第24条 麻酔手当は、大学教員である医師又は歯科医師が、附属病院において、診療時間帯以外の時間（午後5時15分から翌日の午前8時30分までの間）又は休診日に麻酔業務を行った場合（1症例の麻酔時間が5時間を超えるものに限る。）に支給する。

2 前項の手当の額は、当該業務に従事した時間が1症例ごとに次の各号に掲げる場合に
応じ、当該各号に掲げる額とする。

- 一 2時間未満の業務 5,000円
- 二 2時間以上4時間以下の業務 10,000円
- 三 4時間を超える業務 15,000円

(新生児担当手当)

第24条の2 新生児担当手当は、大学教員である医師が、附属病院周産母子センター内N
I C Uにおいて、新生児を担当(出産又は搬送受入れの当日の処置)したときに支給する。

2 前項の手当の額は、1回の新生児担当業務につき5,000円とする。

(小児科病院群輪番制手当)

第24条の3 小児科病院群輪番制手当は、大学教員である医師が、附属病院において小児
科病院群輪番制により勤務したときに支給する。

2 前項の手当の額は、1回の勤務につき、10,000円とする。

(手術実施手当)

第24条の4 手術実施手当は、大学教員である医師又は歯科医師が、附属病院において手
術を実施したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した月1箇月につき12,000円とする。

(専門看護師手当)

第24条の5 専門看護師手当は、附属病院に勤務する看護職員のうち、他の職員に比べ職
務の複雑、困難又は責任の度等を考慮することが必要と認められるものに従事する職員
に支給する。

2 専門看護師手当の月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 専門看護師又は認定看護師として認定された者のうち、当該認定に係る看護分野の
業務に従事するものに、次に掲げる資格の区分に応じ、当該各号に掲げる額

イ 専門看護師 10,000円

ロ 認定看護師 5,000円

二 手術部に配置されている職員 10,000円

三 医療安全管理施設に配置されている専任の職員 10,000円

(専門薬剤師手当)

第24条の6 専門薬剤師手当は、附属病院に勤務する薬剤師のうち、他の職員に比べ職務

の複雑、困難又は責任の度等を考慮することが必要と認められるものに従事する職員に支給する。

- 2 専門薬剤師手当の月額は、専門薬剤師又は認定薬剤師として認定された者のうち、当該認定に係る分野の薬剤業務に従事するものに、次に掲げる資格の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

イ 専門薬剤師 10,000 円

ロ 認定薬剤師 5,000 円
(手術部勤務手当)

第 24 条の 7 手術部勤務手当は、医療職員である臨床工学技士が、附属病院手術部において人工心肺関連業務に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、業務に従事した月 1 箇月につき 10,000 円とする。
(特定医療費認定審査手当)

第 24 条の 8 特定医療費認定審査手当は、大学教員である医師が、附属病院において特定医療費認定審査業務に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、1 疾患の審査業務につき、800 円とする。
(医師キャリア形成支援手当)

第 24 条の 9 医師キャリア支援手当は、大学教員である医師が、高知地域医療支援センターから依頼された業務に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、業務に従事した 1 時間につき 5,000 円とする。
(救急勤務医手当)

第 24 条の 10 救急勤務医手当は、大学教員である医師が、附属病院救急部において、診療時間帯以外の時間（午後 5 時 15 分から翌日の午前 8 時 30 分までの間）又は休診日に勤務したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、1 回の勤務につき、25,000 円とする。
(新型コロナウイルス感染症対応医療従事者手当)

第 24 条の 11 新型コロナウイルス感染症対応医療従事者手当は、附属病院の医療従事者である職員が、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 7 項第 3 号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の患者又はその疑いがある者（濃厚接触者を含む。以下「患者等」という。）等に接して行う作業その他学長がこれらに準ずると認める作業に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日 1 日につき 3,000 円とする。ただし、患者等の身

体に接触して行う作業又は患者等に長時間（概ね1時間以上）にわたり接して行う作業その他学長がこれらに準ずると認める作業に従事した場合は、1日につき4,000円とする。

（新型コロナワクチン接種業務従事手当）

第24条の12 新型コロナワクチン接種業務従事手当は、職員が、本学において実施される予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条に定める新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（本学の医療従事者等を対象として行われる接種及び職域接種に限る。）の接種の場における業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、次に掲げる資格の区分に応じ当該各号に掲げるとおりとする。

- 一 医師又は歯科医師 1日につき 10,000円
- 二 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、看護師、助産師、准看護師又は救急救命士 1日につき 5,000円
- 三 前2号以外の者 1日につき 3,000円

（救急搬送手当）

第24条の13 救急搬送手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。

- 一 附属病院に勤務する職員が、ヘリコプター（救急医療用の医療機器等を装備したドクターヘリコプター及び高知県が運航する消防防災ヘリコプターをいう。）に搭乗し、患者搬送や搬送されるまでの間の救急医療又は救急救命処置（以下「患者搬送業務」という。）に従事したとき。
- 二 附属病院に勤務する職員が、救急自動車による患者搬送業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、1回の業務につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前項第1号の業務 1,900円
- 二 前項第2号の業務 500円

（連携教職課程担当手当）

第24条の14 連携教職課程担当手当は、大学教員が、四国地区5国立大学による連携教職課程において連携開設科目を担当し、当該科目の授業を行ったとき（他大学の学生が受講した場合に限る。）に支給する。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げるとおりとする。

- 一 本学において授業を行った場合 1時間につき 3,000円
- 二 本学以外において授業を行った場合 1時間につき 5,000円

（面接指導実施手当）

第24条の15 面接指導実施手当は、大学教員である医師が、附属病院に勤務する医師に対し、医療法（昭和23年法律第205号）附則第108条第1項に規定する面接指導を実施し

たときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、1回の面接指導業務につき、3,000円とする。

(夜勤専従手当)

第24条の16 夜勤専従手当は、附属病院に勤務する看護職員のうち、深夜勤務に専従することを命ぜられた職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、業務に従事した月1箇月につき10,000円とする。

(夜間救急手当)

第24条の17 夜間救急手当は、附属病院に勤務する救急救命士が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる救急患者対応業務に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 5,000円
- 二 その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 3,000円

(併給禁止)

第25条 職員給与規則第22条の規定により本給の調整額を受ける職員には、次に掲げる特殊勤務手当は支給しない。

死体処理手当(第5条第1項第1号の作業に係るものに限る。)

多学年学級担当手当

- 2 職員給与規則第23条の規定により管理職手当を受ける職員には、多学年学級担当手当は支給しない。
- 3 職員給与規則37条の規定により管理職員特別勤務手当が支給される日については、教員特殊業務手当は支給しない。

(手当額の特例)

第26条 次に掲げる特殊勤務手当の支給される作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該手当の額は、この規則の規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。

高所作業手当

種雄牛馬取扱手当

(特殊勤務手当実績及び整理簿)

第 27 条 学長が定めるところにより、特殊勤務手当実績及び整理簿を作成し、所要事項を記入し、かつ、これを保管しなければならない。

(作業日数等の計算方法)

第 28 条 作業日数は、暦日によって計算する。

2 一給与期間の異常圧力内作業手当の額を算定する場合において、当該期間における第 7 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の作業に従事した第 7 条第 2 項に規定する手当の額の区分ごとの合計時間に 10 分に満たない端数があるとき、又は当該合計時間が 10 分に満たないときは、当該端数時間又は当該合計時間を 10 分に切り上げる。

3 一給与期間の受託事業実施手当の額を算定する場合において、当該期間における社会教育主事講習の業務の区分ごとの合計時間に 10 分に満たない端数があるときは、当該端数時間を 10 分に切り上げる。

(雑則)

第 29 条 この細則に定めるもののほか、特殊勤務手当に関する取扱いについては、必要に応じ、学長が定める。

附 則

この細則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 17 年 7 月 22 日から施行し、平成 17 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 18 年 1 月 25 日から施行し、平成 18 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 12 日規則第 96 号)

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 26 日規則第 93 号)

この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 6 月 2 日規則第 10 号)

この細則は、平成 20 年 6 月 2 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 21 年 3 月 11 日規則第 96 号）

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 9 月 28 日規則第 29 号）

この細則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 1 月 25 日規則第 43 号）

- 1 この細則は、平成 24 年 1 月 25 日から施行し、平成 24 年 1 月 1 日から適用する。
- 2 この細則の第 24 条の 3 に定める小児科病院群輪番制手当は、当分の間、支給するものとする。

附 則（平成 24 年 3 月 28 日規則第 89 号）

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 25 日規則第 2 号）

この細則は、平成 24 年 4 月 25 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25 年 2 月 27 日規則第 82 号）

この規則は、平成 25 年 2 月 27 日から施行し、平成 24 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25 年 3 月 27 日規則第 104 号）

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 26 日規則第 106 号）

この規則は、平成 26 年 3 月 26 日から施行し、平成 26 年 2 月 1 日から適用する。

附 則（平成 26 年 3 月 26 日規則第 107 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 25 日規則第 151 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 24 条の 8 の規定については、平成 27 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 1 月 18 日規則第 39 号）

この規則は、平成 30 年 1 月 18 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 31 年 1 月 16 日規則第 57 号）

この規則は、平成 31 年 1 月 16 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 1 月 27 日規則第 49 号）

この規則は、令和 2 年 1 月 27 日から施行し、令和元年 5 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 24 日規則第 85 号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月27日規則第2号）

この規則は、令和2年5月27日から施行する。

附 則（令和3年1月22日規則第21号）

この規則は、令和3年1月22日から施行し、令和2年9月1日から適用する。

附 則（令和3年1月22日規則第22号）（改正 令和5年6月29日規則第20号）

1 この規則は、令和3年1月22日から施行し、令和2年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

2 この規則による改正後の国立大学法人高知大学特殊勤務手当細則第24条の11に規定する新型コロナウイルス感染症対応医療従事者手当は、適用日から令和5年5月7日までの間の同条に規定する作業に従事した日について支給するものとする。

附 則（令和3年9月21日規則第27号）

この規則は、令和3年9月21日から施行し、令和3年2月13日から適用する。

附 則（令和3年9月21日規則第29号）

この規則は、令和3年9月21日から施行し、令和3年3月22日から適用する。

附 則（令和4年3月17日規則第81号）

この規則は、令和4年3月17日から施行し、令和3年8月24日から適用する。

附 則（令和4年3月17日規則第82号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月17日規則第83号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年1月31日規則第74号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日規則第118号）

この規則は、令和5年3月24日から施行し、令和5年1月14日から適用する。

附 則（令和5年3月30日規則第133号）

この規則は、令和5年3月30日から施行する。

附 則（令和6年1月30日規則第49号）

この規則は、令和6年1月30日から施行する。

附 則（令和6年3月26日規則第79号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表1

(1)大学及び大学院

区分			単位	単価
一般選抜(前期・後期)・総合型選抜	筆記試験	出題責任者	一試験科目	60,000
		出題者	一試験科目	40,000
		採点者	1日	5,000
	※	実技・面接・口述・プレゼンの実施・採点	1日	10,000
			従事した時間が5時間未満	5,000
	面接補助	1日	5,000	
		従事した時間が5時間未満	2,500	
	試験監督	1日	5,000	
		従事した時間が5時間未満	2,500	
	※	試験室巡視専任要員	1日	2,500
			従事した時間が5時間未満	1,250
	試験問題の事前チェック担当	1日	10,000	
	試験問題の実施後チェック担当	一試験科目	10,000	
	試験場本部等実施委員	1日(試験当日の業務に限る。)	5,000	
	判定資料作成	1日(判定資料作成日に限る。)	5,000	
	※	救護を担当する医師及び看護師	1日(試験当日の業務に限る。)	5,000
その他連絡要員等	1日(試験当日の業務に限る。)	2,500		
学校推薦型選抜・私費・社会人	筆記試験	出題責任者・出題者	一試験科目	5,000
		採点者	1日	2,500
	実技・面接・口述・プレゼンの実施・採点	1日	5,000	
		従事した時間が5時間未満	2,500	
	試験監督	1日	5,000	
		従事した時間が5時間未満	2,500	
	試験問題の事前チェック担当	1日	5,000	
	試験場本部等実施委員	1日(試験当日の業務に限る。)	5,000	
	※	救護を担当する医師及び看護師	1日(試験当日の業務に限る。)	2,500
その他連絡要員等	1日(試験当日の業務に限る。)	2,500		
学士入学	筆記試験	出題責任者・出題者	一試験科目	20,000
		採点者	1日	2,500
	※	実技・面接・口述・プレゼンの実施・採点	1日	10,000
		従事した時間が5時間未満	5,000	

	試験監督		1日	5,000	
			従事した時間が5時間未満	2,500	
	試験問題の実施後チェック担当		一試験科目	10,000	
	試験場本部等実施委員		1日(試験当日の業務に限る。)	5,000	
	※ 救護を担当する医師及び看護師		1日(試験当日の業務に限る。)	2,500	
	その他連絡要員等		1日(試験当日の業務に限る。)	2,500	
3 年 次 編 入 学	筆記 試験	出題責任者・出題者	一試験科目	5,000	
		採点者	1日	2,500	
	実技・面接・口述・プレゼンの実施・採点		1日	5,000	
			従事した時間が5時間未満	2,500	
	試験監督		1日	5,000	
			従事した時間が5時間未満	2,500	
	試験問題の事前チェック担当		1日	2,500	
	試験問題の実施後チェック担当		一試験科目	5,000	
	試験場本部等実施委員		1日(試験当日の業務に限る。)	5,000	
	※ 救護を担当する医師及び看護師		1日(試験当日の業務に限る。)	2,500	
その他連絡要員等		1日(試験当日の業務に限る。)	2,500		
大 学 院	筆記 試験	出 題	課程共通試験出題責任者・出題者	一試験科目	20,000
			専門試験出題責任者・出題者	一試験科目	5,000
		採点者	1日	2,500	
	実技・面接・口述・プレゼンの実施・採点		1日	5,000	
			従事した時間が5時間未満	2,500	
	試験監督		1日	5,000	
			従事した時間が5時間未満	2,500	
	試験問題の事前チェック担当		1日	2,500	
	試験場本部等実施委員		1日(試験当日の業務に限る。)	5,000	
	※ 救護を担当する医師及び看護師		1日(試験当日の業務に限る。)	2,500	
その他連絡要員等		1日(試験当日の業務に限る。)	2,500		

備考

1 「実技・面接・口述・プレゼンの実施・採点」、「試験監督」、「試験場本部等実施委員」、「その他連絡要員等」については、同一の日において行われる2以上の業務に従事する者の手当額は、いずれか一の業務に対する手当額とする。ただし、5時間未満の区分のある業務のみをそれぞれ5時間未満ずつ従事する場合は、それぞれの業務の手当額を合算した手当額とする。

2 その他の連絡要員等は以下の者をいう。

(1)室外連絡員

(2)その他の要員を依頼されたもの

3 ※大学教員以外の者が従事した場合も支給する。

(2)大学入学共通テスト

区分	単位	単価
主任試験監督	1日	20,000
試験監督	1日	15,000
※ 試験室巡視専任要員	1日	10,000
※ 監督補助(地理歴史、公民及び理科)	1日	4,500
監督補助(リスニング)	1日	2,500
試験場本部実施委員	1日(試験当日の業務に限る。)	10,000
※ 救護を担当する医師及び看護師	1日(試験当日の業務に限る。)	5,000

備考

1 監督補助(地理歴史、公民及び理科)と監督補助(リスニング)については、同一の日に行われる2つの業務に従事する者の手当額は、それぞれの業務の手当額を合算した手当額とする。

2 ※大学教員以外の者が従事した場合も支給する。

(3)連合農学研究科

区分	単位	単価
出題者	一試験科目	5,000
採点者	1日	2,500
口頭試問	1日	5,000
	従事した時間が5時間未満	2,500
試験監督	1日	5,000
	従事した時間が5時間未満	2,500

備考

1 「口頭試問」、「試験監督」については、同一の日において行われる2以上の業務に従事する者の手当額は、いずれか一の業務に対する手当額とする。ただし、それぞれ5時間未満ずつ従事する場合は、それぞれの業務の手当額を合算した手当額とする。